

川西市議会個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年4月1日

川西市議会議長 大矢根 秀明

川西市議会規程第 2 号

### 川西市議会個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

川西市議会個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年川西市議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改め、同条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

#### 付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第3条第5号の改正規定は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行の日から施行する。